

# 監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第2号

定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から平成22年3月31日付けで通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年6月11日

沖縄県監査委員	又	吉	春	三
沖縄県監査委員	幸	地	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	池	間		淳

## 第1 定期監査の結果に基づき講じた措置 (平成20年度監査結果報告分)

### 1 徴収に努力を要するもの

#### (1) 指摘の内容

ア 県税の収納状況は次のとおりで、収入未済額は前年度に比べ178,645,041円増加している。引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成20年度	111,446,040,063円	106,673,811,053円	423,351,197円	4,352,545,820円	95.7%
平成19年度	110,966,003,231円	106,236,129,625円	571,234,995円	4,173,900,779円	95.7%
対前年度比	100.4%	100.4%	74.1%	104.3%	-

イ 収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	71,872,348円	9.4%	9.7%

#### (2) 講じた改善措置の概要

ア 個人県民税については、平成20年度より「個人県民税徴収対策チーム」を編成し、平成21年度には同チームの増員を行う体制強化を図り、「短期併任制」や「直接徴収」などの集中的な徴収対策を実施した。

自動車税については、納税機会の拡大のためのコンビニ収納の実施や納期内納付促進のための広報活動を引き続き実施した。また、滞納整理強化月間を9月より実施し、滞納処分への早期着手を図った。

(総務部税務課、各県税事務所、宮古、八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料については、滞納者に対して督促状の発送や個別の納入指導、また、滞納督促集中期間を設けて夜間の電話督促、連帯保証人への協力依頼等を行っている。

平成21年度より、長期の滞納者については、民間の債権回収会社に業務の一部を委託し、収入未済額の圧縮に努めている。

(総務部管財課)

### 2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 収入未済が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	301,603,393円	66.0%	0.8%

違約金及び延納利息	5,207,900円	82.2%	1.1%
児童福祉施設負担金	132,508,046円	93.5%	4.5%
児童扶養手当返還金	102,692,478円	99.9%	0.7%
生活保護費返還金	77,060,132円	63.9%	24.6%
心身障害者扶養共済事業費負担金	17,517,180円	60.3%	4.6%
看護師等修学資金貸付金元金収入	6,797,232円	27.0%	106.3%
建物使用料等	2,191,342円	13.8%	61.2%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入等については、沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアルに基づく取り組みや償還督促月間における集中的な催告の実施、貸付時の面談等による意識の向上、償還促進対策会議における効果的な償還活動等の意見交換により、滞納長期化の防止及び未収金の解消に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、各福祉保健所)

イ 児童福祉施設負担金については、平成21年11月に児童福祉施設負担金未収金対策マニュアルを策定し、未収金発生の未然防止に努めるとともに、電話による督促や滞納整理強化月間を設定し、高額・長期滞納世帯を戸別訪問して催告を行うとともに、納付率の高い口座振替による納付を勧めた。

(福祉保健部青少年・児童家庭課、障害保健福祉課、各児童相談所、北・中・南部福祉保健所)

ウ 児童扶養手当返還金については、平成20年5月に策定した「児童扶養手当返還金債権の未然防止について」に基づき、市町村等関係機関との連携強化を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。また、一括返済が困難な世帯については分割納付を促し、収入未済の解消に努めている。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

エ 生活保護費返還金について各福祉保健所では、督促状の送付、電話による督促、家庭訪問、催告書を送付し、未収金の回収を行った。また、歳入担当者や担当ケースワーカーとの連携を図り、被保護者については、ケースワーカーの家庭訪問時にも返還指導を行ったり、保護費の支給日に事務所払いをしている者に対しては納付への理解を求めた。

福祉・援護課では、平成21年8月1日に生活保護費返還金債権管理事務処理要領を策定し、債務者の生活状況等に応じた徴収方法(対応)を取ることで未収金が回収できるようマニュアルを定め、返還金徴収に努めた。

(福祉保健部福祉・援護課、各福祉保健所)

オ 心身障害者扶養共済事業費負担金については、未納者に対し督促を行ったことにより、収入未済額17,517,180円のうち435,470円(2.5パーセント)が納付され、未納者107名のうち4名(3.7パーセント)に係る未納分について滞納が解消された。

(福祉保健部障害保健福祉課)

カ 看護師等修学資金貸付金元金収入については、滞納者及び連帯保証人に対して電話による督促を行っている。また、債権の消滅時効の到来している収入未済については、不納欠損処理を検討している。

(福祉保健部医務課)

キ 建物使用料等については、滞納者に対して、納付計画の作成等について指導・助言を行うなど、支払いを促している。

(福祉保健部福祉・援護課)

3 債権の管理と回収に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金50,262,030円が収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。他の業者についても引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

4 通信運搬費の執行が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 郵便切手を必要以上に保有しており、毎年度持ち越されていた。  
 (2) 講じた改善措置の概要 必要以上に保有している種類の切手については購入や後納郵便の使用を控え、切手を優先的に使用することで保有枚数を減らした。

(福祉保健部北部福祉保健所)

5 支払い遅延により不経済支出となっていたもの

- (1) 指摘の内容 支払期限をすぎて電気料金を支払ったため、遅収加算料金42,006円が不経済支出となっていた。  
 (2) 講じた改善措置の概要 支払い方法について、平成20年12月支払分以降、口座振替による支払いへと変更し改善を図った。

(福祉保健部中部福祉保健所)

6 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済額が多額のもの及び前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
農業改良資金貸付金元利収入	566,333,099円	85.5%	2.7%
違約金及び延納利息	83,436,487円	99.4%	0.2%
沿岸漁業改善資金貸付金元利収入	95,682,000円	66.7%	2.8%
違約金及び延納利息	2,804,654円	88.7%	19.9%
林業改善資金貸付金元利収入	47,195,000円	86.2%	0.0%
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%

(2) 講じた改善措置の概要

ア 農業改良資金貸付金元利収入等については延滞者に対して、分割返済を促すとともに、民間の債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成22年3月31日時点で40,995,304円を回収した。

(農林水産部農政経済課)

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入については、延滞している借受者及び連帯保証人との面談を増やし、分割償還等の指導を行った結果、13,480,505円を回収した。違約金についても、元利償還金同様に督促に力を入れ、平成22年3月31日現在で4,957,455円を回収した。

新規貸し付けに際し、強制執行認諾約款のある公正証書の作成を義務づけ、新たな延滞の抑止に努めている。また、悪質な延滞者に対しては平成22年度より、民間の債権回収会社への回収の委託を予定している。

(農林水産部水産課)

ウ 林業改善資金貸付金元利収入等については、森林組合及び県出先事務所と連携し、戸別訪問の実施、償還方法の話し合い、経営改善の指導等の取組をさらに強化し未収金解消に努めている。また、債権回収会社の活用を検討する。

(農林水産部森林緑地課)

7 債権の管理と回収に努める必要があるもの

- (1) 指摘の内容 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金2,074,762,515円が収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。一部の業者については分割納付誓約に基づき、5,762,400円を回収した。引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(農林水産部営農支援課、畜産課、農地水利課、農村整備課、漁港漁場課)

8 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収

に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
小規模企業者等設備導入資金貸付 金元利収入	3,829,769,480円	85.7%	5.3%
-----	-----	-----	-----
違約金及び延納利息	61,558,857円	98.9%	0.0%

- (2) 講じた改善措置の概要 平成21年度に見直した債権管理マニュアルに基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行い、未収金の回収に努めている。

また、設備近代化資金の一部債権については、民間の債権回収会社に委託し、回収の強化を図った。  
(観光商工部経営金融課)

#### 9 国庫補助金の早期受入を要するもの

- (1) 指摘の内容 国庫補助金について金融人材育成支援事業及び情報産業核人材育成支援事業の概算払い請求が可能であるにもかかわらず、請求を怠っているものがあつた。事業の進捗状況に合わせて適宜に請求する必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、当該事業のほか国庫補助事業において、適宜国に対して概算払いによる補助金請求を行う。

(観光商工部情報産業振興課)

#### 10 債権の管理と回収に努める必要があるもの

- (1) 指摘の内容 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金497,223,300円が収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。他の業者についても引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(観光商工部観光振興課、新産業振興課、企業立地推進課)

#### 11 支出負担行為が遅れていたもの

- (1) 指摘の内容 企業ミーティング・CSRツーリズム促進事業、海外事務所活動支援事業、福建・沖縄友好会館運営事業の委託契約を締結するとき及び海外事務所管理運営費補助金の交付決定をするときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 沖縄県財務規則に基づき、契約締結及び交付決定時に速やかに支出負担行為の整理をするよう、適正な処理に努める。

(観光商工部観光振興課、産業政策課)

#### 12 収納率の向上に向け指定管理者の指導・連携に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県営住宅は平成18年度から指定管理者の管理に移行している。収入未済額は前年度より減少しているが、依然として多額であり、引き続き収納率の向上を図れるよう指定管理者の指導・連携に努める必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	734,331,980円	13.4%	3.3%

- (2) 講じた改善措置の概要 指定管理者においては、滞納1ヶ月から訪問・電話・文書による督促を開始し、滞納額が少額のうちに措置を講じる等の対策を行なっている。

また、県においては、長期滞納者に対する法的措置(明渡し訴訟の提起、平成21年度46件)を実施、収納率の向上に努めた。

今後とも指定管理者との連携を密にし、なお一層収入未済額の圧縮を図る。

(土木建築部住宅課)

#### 13 債権の管理と回収に努める必要があるもの

- (1) 指摘の内容

ア 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金3,428,13

6,495円が収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。

イ マリーナ施設使用料の収入未済額は、1,893,379円になっている。法令に基づき債権の適切な管理を図るとともに回収に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。一部の業者については分割納付誓約に基づき、4,529,995円を回収した。引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(土木建築部道路街路課、道路管理課、河川課、海岸防災課、港湾課、空港課、都市計画・モノレール課、下水道課、住宅課)

イ マリーナ施設使用料の収入未済額1,893,379円の内訳は過年度分7件、平成20年度分1件となっている。過年度分1件については分割納入により時効を中断した。残り6件は既に消滅時効が完成しており、不納欠損金として処理する予定である。

平成20年度分1件については、滞納者への再三の督促により回収済みとなった。

(土木建築部中部土木事務所)

14 支出負担行為の遅れ及び検査調書の未作成があったもの

(1) 指摘の内容

ア 沖縄県指定道路台帳整備事業委託料の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。

イ 金武湾港(平安座南地区)土砂流出防止対策工事及び那覇北中城線事業化資料作成業務委託、胡屋泡瀬線仲宗根貝塚発掘調査業務委託の契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、工事及び委託業務の完了後に整理していた。

道路植栽樹木管理会活動推進業務委託料の執行に当たって、契約を締結するときに支出負担行為をすべきであるが、著しく遅れていた。また、委託に係る検査調書が作成されていなかった。

(2) 講じた改善措置の概要

ア 沖縄県指定道路台帳整備事業委託料の支出負担行為の遅れは、起案者と経理担当者間での業務の分担が円滑に行われなかったことによる。担当者間の連携を密にし、支出負担行為の遅れがないよう確認体制を強化して改善を図っている。

(土木建築部建築指導課)

イ 契約担当者が窓口業務を兼ねていたために、支出負担行為等の契約業務に遅れが生じた。事務分掌を見直し、契約担当者が速やかに業務が行えるよう体制を整え、再発防止に努めている。

(土木建築部中部土木事務所)

15 随意契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容 随意契約に当たっては、特別の事情がない場合は財務規則に基づき2人以上から見積書を徴取すべきであるが、1人から見積書を徴取していた。

(2) 講じた改善措置の概要 現在は財務規則に則り、随意契約の際は原則2人以上から見積書を徴取し、競争性を確保している。

(土木建築部宮古土木事務所)

16 債権の管理と回収に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金1,796,200,930円については、適切な債権管理と回収に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。一部の業者については分割納付誓約に基づき、36,768,671円を回収した。引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(企業局総務企画課)

17 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 平成20年度末における医業未収金(個人負担分)は1,795,116,962円と多額になっており、前年度末より49,476,882円(2.8パーセント)増加している。未収金の発生防止及び早期回収等について一層の努力を要する。

(2) 講じた改善措置の概要 未収金対策については、病院全職員の意識向上、院内各部門の連携を強化することにより発生防止と早期回収に努めている。

また新たな取り組みとして、北部病院において平成20年7月から未収金発生初期段階における債権の収納業務を民間債権回収業者へ委託し、早期回収、長期滞納者縮減に取り組んでおり、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院、八重山病院でも平成21年4月から実施している。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

18 債権の管理と回収に努める必要があるもの

- (1) 指摘の内容 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金801,930,885円については、適切な債権管理と回収に努める必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。他の業者についても引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(病院事業局県立病院課)

19 委託料の支払いが遅延していたもの

- (1) 指摘の内容 県立病院診療材料費縮減支援業務及び県立病院の外部委託見直しに関する調査業務について業務完了確認を怠ったため、委託料支払いが、著しく遅れていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、予算執行状況の適正管理及び予算の適正執行に努める。

(病院事業局県立病院課)

20 予定価格調書が作成されていなかったもの

- (1) 指摘の内容 自己血受託契約に際し、財務規則に基づき100万円以上の随意契約については、予定価格調書の作成が必要であるにもかかわらず、作成されていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 自己血委託は、平成21年度契約より予定価格調書を作成している。

(病院事業局南部医療センター・こども医療センター)

21 契約書が作成されていなかったもの

- (1) 指摘の内容 薬品の購入に当たって、契約書が作成されていなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成21年度は、薬品についての契約書(単価契約)を、作成している。

(病院事業局精和病院)

22 診療報酬請求事務について努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 平成20年度におけるレセプトの過誤による返戻状況は0.87パーセントで、前年度に比べて0.03ポイント増加している。引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 各病院においては、医師と診療報酬算定担当によるレセプトの点検強化、職員による請求前のダブルチェックなどの対策をとっている。  
また、医療事務の委託専門職員を県立病院課に配置し、各病院を巡回しながらカルテ・伝票・レセプト等のチェックや算定指導、保険診療に係る勉強会等を実施し、診療報酬請求事務の適性化に努めている。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

23 債権の管理と回収に努める必要があるもの

- (1) 指摘の内容 県発注の工事に関して、公正取引委員会による独占禁止法違反事案の談合にかかる違約金1,282,315,440円が収入未済となっていた。債権の適切な管理と回収に努める必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成21年5月20日に損害賠償金督促状を発行した。当該賠償金に係る民事調停を申立てた業者については協議中である。一部の業者については分割納付誓約に基づき、6,453,237円を回収した。引き続き債権の適切な管理と回収に努めたい。

(教育庁施設課、文化課)

24 公有財産の管理が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 取得した施設用地内の土地(3筆)の所有権移転登記がなされていなかった。適正な処理に努める必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 指摘の内容について調査したところ、当該土地については未取得であることが判明した。現在、2筆については土地所有者(うるま市)に対し当該土地と県有地との交換について調整を行っている状況である。残る1筆については、民有地であり所有者の確認を行っている段階である。現状としては、当該地は窪地で従来から使用していないため、県所有地との境界を明確にするよう作業を進めている。

(教育庁石川少年自然の家)

25 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済額が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
放置駐車車両違反金	108,386,000円	22.9%	120.4%

- (2) 講じた改善措置の概要 徴収業務を強化するため平成21年度より専任職員を増員するとともに、「放置違反金催促マニュアル」に基づき督促状・催促状の送付、電話による催促、家庭訪問及び銀行口座差押等を実施し、平成22年3月末時点で平成20年度末における収入未済額のうち40,690,000円(37.5パーセント)を回収した。今後も引き続き収入未済額の回収に努める。

(警察本部交通指導課)

第2 財政的援助団体等監査に基づき講じた措置

(平成20年度監査結果報告)

1 求償権の適正な管理について

- (1) 指摘の内容 沖縄県信用保証協会では、代位弁済をし債務保証を実行したことによる中小企業に対する求償権残高が63,393,725,000円と多額になっており、引き続き適正な債権管理と回収に努力する必要がある。

(観光商工部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 沖縄県信用保証協会では、引き続き業務部門及び管理部門との連携強化による代位弁済の抑制を図っていく。また代位弁済案件については、誠意の無い債務者に対する法的手続きによる債権保全の実施、定期回収における自動振替の推進、債権回収会社への業務委託及び同社首都圏営業所の活用の促進を行い、債権管理を徹底し回収の強化を図っていく。

(沖縄県信用保証協会)